

## ○上牧町再生資源集団回収助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、再生可能な古紙等の集団回収を実施している団体に対し助成金を交付し、ごみの減量及び資源の有効利用並びにごみ問題の意識の向上を図ることを目的とする。

### (交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、町長が認める町内の各種団体（以下「団体」という。）とする。

### (団体の届出)

第3条 前条に規定する団体で、助成金の交付を受けようとするものは、あらかじめ町長が別に定める日までに再生資源集団回収実施計画書（第1号様式）を町長に届け出るものとする。

### (助成金)

第4条 前条の規定により届出を行った団体に交付する助成金の額は、別表に定める基準により交付する。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（第3条の規定に基づき届出をした団体に限る。）は、町長が別に定める日までに再生資源集団回収助成金交付申請書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

### (交付)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

### (届出団体の義務)

第7条 届出団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を町長に届出なければならない。

- (1) 再生資源の集団回収活動を中止したとき。
- (2) 届出団体の名称又は代表者を変更したとき。
- (3) 回収を依頼する業者を変更したとき。

### (助成金の返還及び届出の抹消)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた届出団体があるときは、助成金の全部又は一部を返還させ、届出を抹消することがある。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそのつど町長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の上牧町再生資源集団回収助成金交付要綱は、平成10年4月1日以降の回収助成金から適用し、平成10年3月31日までの回収助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年4月要綱第2号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月要綱第1号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月要綱第4号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月要綱第2号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月要綱第5号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月要綱第8号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月要綱第1号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

対象品目	単価
新聞紙 雑誌 (雑がみを含む) ダンボール 古布 紙パック	1 kgにつき 2円